

○古物営業法施行手続

昭和37年10月1日

本部訓令第13号

改正 昭和40年4月14日本部訓令第7号

昭和44年5月14日本部訓令第6号

昭和47年9月9日本部訓令第8号

昭和53年11月29日本部訓令第12号

平成2年9月19日本部訓令第13号

平成6年3月22日本部訓令第7号

令和5年2月14日本部訓令第3号

(趣旨)

第1条 この手続は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）及び古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令第3号〕)

(申請書の取扱)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、規則第1条の3第1項の申請書を受理したときは、許可等に必要な事項を調査し支障がないと認めたときは、規則第3条の許可証の交付等必要な処理を行うものとする。

2 署長は、前項の調査の結果、不許可を相当と認めたときは、警察本部長に副申するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令第3号〕)

第3条 削除

(削除〔令和5年本部訓令第3号〕)

第3条の2 削除

(削除〔令和5年本部訓令第3号〕)

(許可台帳)

第4条 署長は、法第3条の許可をしたときは、古物商許可台帳（別記様式第1号）又は古物市場主許可台帳（別記様式第2号）を作成するとともに、許可証番号台帳（別記様式第3号）に登載するものとする。

2 署長は、法第7条の届出書を受理したときは、前項の台帳を整理するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

第5条 削除

(削除〔令和5年本部訓令3号〕)

(様式)

第6条 法第5条第3項に規定する許可をしない旨の通知は、不許可通知書(別記様式第3号の2)により行うものとする。

2 法第23条に規定する指示は、指示書(別記様式第3号の3)により行うものとする。

3 法第24条に規定する営業停止の命令は、営業停止命令書(別記様式第3号の4)により行うものとする。

4 法第6条第1項に規定する許可の取消し及び法第24条第1項に規定する許可の取消しは、許可取消処分通知書(別記様式第3号の5)により行うものとする。

5 法第13条第4項に規定する管理者の解任の勧告は、解任勧告書(別記様式第3号の6)により行うものとする。

6 法第21条に規定する保管の命令は、保管命令書(別記様式第4号)により行うものとする。

7 規則第19条の7第1項(規則第19条の12において準用する場合を含む。)に規定する認定をした旨の通知は、認定通知書(別記様式第5号)により行うものとする。

8 規則第19条の7第2項(規則第19条の12において準用する場合を含む。)に規定する認定をしない旨の通知は、不認定通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

9 規則第24条第2項に規定する承認をしない旨の通知は、不承認通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(立入り)

第7条 法第22条第1項に規定する立入りは、次の各号のいずれかに掲げる場合に実施するものとする。

(1) 本部長が指示した場合

(2) 行政処分をした後に、その履行状況を確認する場合

(3) 報告要求に応じない場合

(4) 不正品を取り扱っている疑いのある場合

(5) 古物営業に関して苦情があった場合又は法令違反の疑いがある場合

(6) その他、署長が特に必要と認める場合

- 2 前項の立入りをした警察職員は、立入調査票（別記様式第8号）を作成し、署長に報告するものとする。

（追加〔令和5年本部訓令第3号〕）

附 則（令和5年2月14日本部訓令第3号）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

別記様式第1号

(表)
古物商許可台帳

許 可 証 番 号	
許 可 年 月 日	
古物商の本籍・住所又は居所・氏名・生年月日(法人の場合は、名称・住所及び代表者の住所・氏名・生年月日)	
行商をする者であるかどうかの別(する・しない)	自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法を用いるかどうかの別(する・しない)
主として取り扱う古物の区分	
営業所の名称・所在地・取り扱う古物の区分及び管理者の本籍・住所・氏名・生年月日	
役員の本籍・住所・氏名・生年月日	

古物の区分 01美術品類 02衣類 03時計・宝飾品類 04自動車 05自動二輪車・原動機付自転車 06自転車類 07写真機類 08事務機器類 09機械工具類 10道具類 11皮革・ゴム製品類 12書籍 13金券類

(裏)

競り売り、仮設店舗の概要及びURL	
異動年月日	異動事項

別記様式第2号

(表)

古物市場主許可台帳

許 可 証 番 号	
許 可 年 月 日	
古物市場主の本籍・住所又は 居所・氏名・生年月日(法人の 場合は、名称・住所及び代表 者の住所・氏名・生年月日)	
主として取り扱う古物の区分	
古物市場の名称・所在地・取り扱う古物の区分及び管理者の本籍・住所・氏名・生年月日	
役員の本籍・住所・氏名・生年月日	

古物の区分 01美術品類 02衣類 03時計・宝飾品類 04自動車 05自動二輪車・原動機
付自転車 06自転車類 07写真機類 08事務機器類 09機械工具類 10道具
類 11皮革・ゴム製品類 12書籍 13金券類

(裏)

市 場 規 約 の 概 要

市 場 規 約 の 概 要	
異 動 年 月 日	異 動 事 項

別記様式第3号

許可証番号台帳(古物商・古物市場主)

許可証番号	許 可 年 月 日	氏名又は名称	備 考

別記様式第3号の2

山形公委 第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称 殿

山形県公安委員会 印

不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった古物営業の許可については、古物営業法
第4条の規定により許可しない。

理 由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会(山形県警察本部生活安全部生活安全企画課経由)に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考 「理由」欄には、法第4条各号のいずれかに該当するものであるか及びその該当すると認めた事実を具体的に記載すること。

山形公委 第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称 殿

山形県公安委員会 印

指 示 書

古物営業法第23条第 項の規定により、次のとおり指示する。

指示事項
理 由

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会(山形県警察本部生活安全部生活安全企画課経由)に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

山形公委 第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称 殿

山形県公安委員会 印

営業停止命令書

古物営業法第24条第 項の規定により、次のとおり古物営業の停止を命ずる。
停止の範囲

年 月 日から

停止の期間 日間

年 月 日まで

理 由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会(山形県警察本部生活安全部生活安全企画課経由)に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

山形公委 第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称 殿

山形県公安委員会 印

許可取消処分通知書

第6条第1項
古物営業法 第24条 の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知する。

理 由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会(山形県警察本部生活安全部生活安全企画課経由)に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考 法第6条第1項の規定により許可の取消しを行うときは、許可取消処分通知書の理由の欄には、法第6条第1項各号のいずれかに該当するものであるか(同項第2号に該当するときは、法第4条各号のいずれかに該当するものであるかを含む。)及びその該当すると認められた事実を具体的に記載すること。

山形公委 第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称 殿

山形県公安委員会 印

解任勧告書

営業所
の所在地

古物市場
管理者の氏名

古物営業法第13条第4項の規定により、上記管理者の解任を勧告する。

理 由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会(山形県警察本部生活安全部生活安全企画課経由)に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第4号

第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称

殿

警察署長 印

保管命令書

古物営業法第21条の規定により、次のとおり保管を命ずる。
保管すべき物品

年 月 日から

保管すべき期間

日間

年 月 日まで

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会(山形県警察本部生活安全部生活安全企画課経由)に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第5号

山形公委 第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称

殿

山形県公安委員会 印

認定通知書

年 月 日付けで申請のあった古物競りあっせん業に係る業務の実施の
方法の認定については、古物営業法第21条の 第1項の規定により認定したので通知する。
営業を示すものとして
使 用 す る 名 称

別記様式第6号

山形公委 第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称 殿

山形県公安委員会 印

不認定通知書

年 月 日付で申請のあった古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定については、次の理由により認定しないので通知する。
営業を示すものとして
使用する名称
理由

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会(山形県警察本部生活安全部生活安全企画課経由)に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考 「理由」欄には、規則第19条の5各号のいずれかに該当するものであるか及びその該当すると認めた事実又は規則第19条の6各号のいずれかの基準を満たさないものであるか及びその該当しないと認めた事実を具体的に記載すること。

別記様式第7号

山形公委 第 号
年 月 日

名称
所在地
代表者氏名 殿

山形県公安委員会 印

不承認通知書

年 月 日付で申請のあった盗品売買等防止団体の承認については、次の理由により承認しないので通知する。

理 由

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会(山形県警察本部生活安全部生活安全企画課経由)に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考 「理由」欄には、規則第23条各号のいずれかに適合しないものであるか及びその該当しないものであるか及びその該当しないと認めた事実を具体的に記載すること。

別記様式第8号

立入調査票

(古物商・古物市場主)

実施年月日時	年 月 日 午前・後 時 分～午前・後 時 分	
許可年月日等	年 月 日	古物商・市場主 第 号
許可名義人	(法人・個人) 主たる古物	
名称	所在地	TEL
立入検査場所	<input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 仮設店舗 <input type="checkbox"/> 保管場所 <input type="checkbox"/> 古物市場 <input type="checkbox"/> 競り売りの場所 (所在地:)	
調査区分	調査事項	調査結果
営業の実態	<input type="checkbox"/> 営業の実態はあるか。(廃業・休業・移転)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
古物商・古物市場主の共通事項	<input type="checkbox"/> 許可証の取扱い <input type="checkbox"/> 許可証を保管しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 標識の掲示 <input type="checkbox"/> 公衆の見やすい場所に標識を掲示しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 変更の届出 <input type="checkbox"/> 変更の届出をしているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 管理者の選任 <input type="checkbox"/> 管理者を選任しているか。(管理者)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 帳簿等の備付け等 <input type="checkbox"/> 帳簿等を備え付けているか。 <input type="checkbox"/> 帳簿等を最終の記載から3年間保存しているか。 <input type="checkbox"/> 電磁的方法による場合、直ちに書面を表示できるか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 帳簿等の記載等 <input type="checkbox"/> 帳簿等に記載漏れはないか。 【古物商・古物市場主の共通事項】 <input type="checkbox"/> 取引の年月日 <input type="checkbox"/> 古物の品目、数量 <input type="checkbox"/> 古物の特徴 【古物商のみ】 <input type="checkbox"/> 相手方の住所、氏名、職業及び年齢 <input type="checkbox"/> 身元確認の方法等 【古物市場主のみ】 <input type="checkbox"/> 取引の当事者の住所及び氏名 <input type="checkbox"/> 帳簿等に記載されていない古物を保管していないか。 (帳簿記載内容と保管されている古物との照合)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/> 営業の制限 <input type="checkbox"/> 営業の制限について承知しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
品触れの保存等	<input type="checkbox"/> 到着の日付を記載し、6か月間保管しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 届出をせず、品触れ相当品を保管していないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
古物商	<input type="checkbox"/> 相手方の確認 <input type="checkbox"/> 買取り等の際の相手方の確認方法は適正であるか。 <input type="checkbox"/> 身分証明書の提示 <input type="checkbox"/> 相手方以外の者への問い合わせ <input type="checkbox"/> 署名文書の受領 <input type="checkbox"/> 非対面取引における確認	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 不正品の申告 <input type="checkbox"/> 申告せず、不正品を保管していないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 許可証等の携帯 <input type="checkbox"/> 行商の際、許可証等の携帯義務を承知しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
特記事項		
実施者	課 階級・職	氏名

別記様式第1号

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

別記様式第2号

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

別記様式第3号

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

別記様式第3号の2

(追加〔令和5年本部訓令3号〕)

別記様式第3号の3

(追加〔令和5年本部訓令3号〕)

別記様式第3号の4

(追加〔令和5年本部訓令3号〕)

別記様式第3号の5

(追加〔令和5年本部訓令3号〕)

別記様式第3号の6

(追加〔令和5年本部訓令3号〕)

別記様式第4号

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

別記様式第5号

(追加〔令和5年本部訓令3号〕)

別記様式第6号

(追加〔令和5年本部訓令3号〕)

別記様式第7号

(追加〔令和5年本部訓令3号〕)

別記様式第8号

(追加〔令和5年本部訓令3号〕)